

呉市教育委員会会議録  
(令和5年11月24日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録  
令和5年11月24日定例会

- 1 開催日時 令和5年11月24日（金） 15：00開会  
16：15閉会
- 2 開催場所 202会議室（呉市役所2階）
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸  
委員 佐々木元  
委員 吉中由美子  
委員 辻佑子  
欠席 教育長職務代理者 森尾敬介
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治  
教育部副部長 石川直之  
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣  
教育総務課長 横田三奈  
学校施設課長 瀧川孝徳  
学校教育課長 木屋善貴  
学校安全課長 伊藤賀世  
文化振興課長 三浦美佐子  
学校施設課主幹 丸石大  
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 4人
- 6 日程
  - (1) 会期決定について
  - (2) 前回会議の報告
  - (3) 報告第31号 令和4年度生徒指導上の諸課題の状況について
  - (4) 報告第32号 小中学校におけるトイレ洋式化の加速について
  - (5) 報告第33号 呉市文化財保存活用地域計画（案）について
  - (6) 教議第44号 臨時代理の承認について（音戸学校給食共同調理場の建替えについて）
  - (7) 教議第45号 臨時代理の承認について（契約の締結）
  - (8) 教議第46号 臨時代理の承認について（令和5年度教育費補正予算）
  - (9) 教議第47号 臨時代理の承認について（呉市体験学習施設の条例廃止及び呉市地域社会教育施設の条例改正について）

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

本日、森尾委員から欠席の届出がなされておりますことを、御報告します。

まずはじめに、この度、呉市教育委員会事務局幹部職員が酒気帯び運転で現行犯逮捕されました。このことは、学校関係者をはじめ市民の皆様の信用を著しく失墜するものであり、心からお詫び申し上げます。申し訳ありませんでした。

なお、当該職員の処分につきましては、市長部局と連携し、厳正に対処してまいります。

今後このような行為が起きることがないように、改めて法令遵守を徹底し、学校関係者をはじめ市民の皆様の信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、吉中委員・辻委員をお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和5年10月24日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第7から日程第9については、議会に諮る案件のため非公開としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

### 報告第31号 令和4年度生徒指導上の諸課題の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第31号「令和4年度生徒指導上の諸課題の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第31号「令和4年度生徒指導上の諸課題の状況について」御説明します。

資料1 ページを御覧ください。

1の暴力行為発生件数についてでございますが、定義は、「自校の児童生徒が、故意に目に見える物理的な力を加える行為」をいい、対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊の四形態に分けられます。

グラフを御覧ください。棒グラフは呉市の発生件数を示しております。小学校では、令和3年度の16件から令和4年度は31件となっており、15件増加しております。また、折れ線グラフは1,000人当たりの発生件数を示しておりますが、国や県と比べ、呉市は大きく下回っております。中学校では、棒グラフで示す呉市の発生件数

は令和3年度の36件から令和4年度は63件となっており、大幅に増加しております。また、折れ線グラフで示す1,000人当たりの発生件数は、12.8件となっております。

令和4年度の状況としましては、四形態のうち、生徒間暴力が9割以上を占めております。また、相手の言動に腹を立てて暴力行為に至った事案が多い状況でございます。

今後の対応としましては、引き続き、未然防止に向けて落ち着いた学習環境を整備するとともに、校内巡視や見守りの実施、個に応じた指導や支援を丁寧に行うことに取り組んでまいります。また、学校安全課としましては、引き続き、生徒指導員の派遣や関係機関等との連携などを通して、対応してまいります。

次に2のいじめの認知件数についてでございます。

定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」です。

グラフを御覧ください。棒グラフで示しております呉市の認知件数は、小学校では令和3年度の71件から令和4年度は73件、折れ線グラフで示しております1,000人当たりの認知件数は国や県と比べ、呉市は大きく下回っております。中学校では、呉市における認知件数は令和4年度53件となっており、令和3年度と同数です。1,000人当たりの認知件数は小学校と同様に国や県と比べ、呉市は下回っております。

令和4年度の状況としましては、暴力的な行為によるいじめが増加しております。また、事案によっては、正確な事実確認や速やかないじめ対応チームの招集、校内における役割分担など、自校の「いじめ防止基本方針」や「いじめ対応マニュアル」に従った組織的な対応が不十分な場合があります。

今後の対応としましては、いじめ撲滅キャンペーン等の実施や定期的ないじめアンケートや個人面談の実施及びその後の対応、いじめ相談窓口の設置等に取り組むとともに、2ページを御覧ください、「呉市立中学校におけるいじめ問題等事案に関する調査報告書」の調査結果を受けた再発防止策の確実な実施に向けて、取組を進めているところでございます。再発防止策に係る取組の実施状況につきましては、12月1日までに各学校からの報告がありますので、改めて御報告いたします。

最後に、3の長期欠席児童生徒数と4の不登校児童生徒数についてでございます。

3の長期欠席の定義は、「年度内に連続または断続して30日以上欠席すること。」をいい、欠席理由から、病気、経済的理由、不登校、その他の四つに分けられます。

また、グラフを飛ばしまして、4の不登校の定義につきましては、今御説明しました、「年度内に連続または断続して30日以上欠席する長期欠席のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。」をいいます。

3の長期欠席児童生徒数及び4の不登校児童生徒数につきましては、棒グラフが示す呉市における長期欠席及び不登校児童生徒数は、小中学校ともに、令和3年度と令和4年度を比較しますと増加しており、特に中学校では大きく増加しております。

す。

また、折れ線グラフが示す1,000人当たりの長期欠席児童生徒数及び不登校児童生徒数につきましては、中学校の長期欠席生徒数及び不登校生徒数は、呉市が国の数値を上回る状況がございます。

4の不登校児童生徒数の令和4年度の状況を御覧ください。無気力・不安、生活リズムの乱れ、親子の関わり方、友人関係をめぐる問題、学業の不振など、様々な要因が複雑に絡み合っております。また、コロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にありました。

今後の対応としましては、一人一人の背景や要因を的確に把握し、個々の実態に応じた支援を進めてまいります。具体としましては、広島県教育支援センター「スクールS」の活用や適応指導教室、つばき学級の運営、校内適応指導教室の設置などによる居場所づくりや児童生徒、保護者のニーズに合わせた柔軟な受け入れ態勢づくりに努めてまいります。

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携・協力を強化し、より組織的な支援体制を整備いたします。

こうした取組とともに、地域や保護者等に対し、不登校に対する考え方を周知する取組も進めていきたいと考えております。

説明は、以上でございます。

教 育 長      ただいま、事務局から日程第3の報告第31号「令和4年度生徒指導上の諸課題の状況について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員      暴力行為の発生のところですが、令和3年と4年を比べますと特に中学校でかなりの増加が見られます。こういった突然増える原因の分析はできているのか、教えていただけますか。

伊 藤 課 長      暴力行為につきましては、先ほどの令和4年度の状況のところ、相手の言動に腹を立てて暴力行為に至った事案が多いとお伝えしましたが、例えば、自分が注意を受けたことに対して腹を立てたとか、言い合いになって腹を立てた後暴力行為に至ったとか、友達とのやり取りの中でイライラした結果暴力行為に至ったという事案が増えています。

辻 委 員      突然3年から4年に何かが起こったというわけではなくて、たまたまそういう事案が重なったということなのかなと思います。

こういった腹が立ったときの感情コントロールについて、例えばクラスで話し合う機会とか、学ぶ機会が用意されているのか気になりましたので、今後の対策の中で考えていただけたらと思います。

伊 藤 課 長      感情をコントロールすることなどについては、今年度、教育委員会事務局から命を大事にする教育を進めておまして、小学校第5学年がイライラしたときの感情をコントロールするために必要なリラクセス法であるとか、そういったことを担任とスクールカウンセラーが一緒になって授業をしていくということ今年度から始めております。そういったところを少しずつ広めていながら、「カットして手を出す」ということではなく、自分の感情をコントロールできる心を育てていける

ようにしていきたいと考えております。

辻 委 員 小学校5年生でそのような活動があるということを知って安心しましたが、中学校でこういった案件が増えているというところがありますので、学ばなければならぬことが多く大変かとは思いますが、中学校に入っても引き続き、そういったことを続けて学ぶ機会があればよいのかなと思いました。

いじめの認知件数を国と比べると、呉市は非常に少ないように思われます。

これは認知件数ですので、少なければ良いというものではないのだろうと思えます。

実際に起こっている件数というのは、なかなか整理が難しいのかもしれないのですが、本当に本人が心身の苦痛を感じているものというのが、きちんとすくい上げられているのかということも含めて、引き続き取り組んでいただけたらと思えます。

伊 藤 課 長 今年度の6月に調査報告書が提出されて、それを受けて作りました再発防止策の中に、いじめの積極的認知ということも掲げて、今、学校にも周知をして取り組んでいるところです。実際に10月以降の報告が増えています。

今月の認知件数の報告を見ると、かなり認知件数は増えている状況があります。認知することがいけないのではなくて、早めに認知をして、「小さいいじめから見逃さない」という取組が大切だと考えておりますので、引き続き学校の方にも「積極的に認知」ということを継続して伝えていきたいと考えております。

吉 中 委 員 4の不登校児童生徒数についてですが、令和4年度にかけて増えている、かなり増加していますが、今後の対応の中にも居場所づくりというキーワードが入っていますが、実際この令和4年度にこれだけの不登校児童生徒数がいたということで、このうち、「居場所づくりができた生徒」というのはどのくらいいたか教えてください。

伊 藤 課 長 昨年度、学校にアンケートのような形で支援ができているかどうか、居場所が確保できているか等の調査を行った段階では、支援や居場所がある、学校はあると考えているという児童生徒は87.1%と学校から回答が出ています。ただ、特になしという回答もあり、87.1%ということは、残りの12.9%も居場所があると答えられていない子供たちがいるというところについては、引き続き取り組んでいかないといけないと考えております。

吉 中 委 員 これだけたくさん増えていく中でも、87%の児童生徒には支援ができているんだということで安心しました。

ただ、特になしという生徒が1割程度いるということですので、令和5年度、積極的に12%の数字がゼロになるように、しっかり支援をしていただきたいと思います。

佐々木委員 暴力行為の件ですが、直接先生と話をする機会がありまして、なかなかこういう話は、先生方は遠慮があつて、よそには言わない。自分で抱えている方がすごく多い。

いろいろな問題があるのですが、最近は一度暴れると手が付けられない。先生だけでは抑えきれない。止めてと言っても3か所ぐらいあざができる。保護者に来てもらって、保護者も抑えようとするが、保護者でさえ抑えられない。強引に親が首根っこを押さえて連れて帰ってやっど。それぐらいしないと抑えられない、感情の

コントロールができない。

感情のコントロールの対応で、子供、担任の先生、スクールカウンセラーがありますが、ここに保護者が加わらないと実効力がないと思います。それと、前から言ってますが、何かあったとき、保護者の方々と一緒になって取り組んでいかないと、先生だけでは無理だと。若しくは、対応できる専門家の方を入れて対応する、新しい態勢づくりというものをやっていかないと、今後こういう問題は増えるばかりです。

例えば、世の中でもあおり運転などはすごく増えてくる。そういうものを教育していく。極論かもしれませんが、そういう懸念があります。何が正解かは一言では言えませんが、そういうときに対応できる組織づくり、新しい時代に向けた新しい態勢づくりを、一つは国が関わる子育て支援にも関係するかもしれませんので、こういうのを県全体で共有して、新しい支援態勢というものはどんなものかということをお話をしていくことも必要ではないか。一つの地方自治体で抱えるのは無理ではないかと思います。

また、逆に先生方が相談できる場所、弁護士であったり、カウンセリングであったり、非常に悩まれている先生方も多い。もちろん保護者も悩んでいる。暴力を振るった本人も葛藤があると思うんです。そこを上手にコントロールできるものがあるのではないかと思います。

これからの新しい態勢として、今までのように先生だけに任せるのではなくて、時間も含めて無理ですから、それこそ先生も参ってしまっ、日常の業務に差し支えてしまう。

私は国全体で危機感を持ってやっていただける方策を考えていかななくてはいけないと思います。

辻 委 員 不登校についてですが、今後の対応のところで「スクールS」であるとかスペシャルサポートルーム、それから呉市では、つばき学級、こういった受け入れ態勢ができつつあると、こういったものを利用してということが書かれています。

これ自体はすごく有り難いことだと受け止めていますが、これらはいずれも不登校になった後の子供たちの受け入れ態勢の話であり、子供たちが不登校になってしまわないような取組というのも力を入れていくべきではないかと考えます。

不登校にならないためには、例えば教室、授業そのものが、よりインクルーシブでユニバーサルデザインの教育の在り方になっていかないといけないのではないかと思います。

それであれば、学業不振による不登校というのは、少なくとも減らしていけると思います。

これは学校安全課からの報告ですが、学校教育課の授業改善のところ等も含めて、課を横断して一緒に取り組んで行くということも必要になってくるのではないかと思います。

木 屋 課 長 授業改善につきましては、今年度の呉の学校教育のリーフレットの中で、全ての子供が「分かる・できる」授業を目指して、特に特別支援の視点をいかに取り入れていくかということ、リーフレットに示すこともそうですし、あるいは、校長会等の研修の中でも改めて研修の材料として学校の方に指導しております。

今言われました授業の中で子供たちがそこで学ぶ場所があるということも大事

なところであると思いますので、引き続きそういった視点で授業改善を進めていくということもしっかりやっていきたいと考えます。

少し話は変わりますが、暴力行為や不登校等と言いますと、これまで小中一貫教育を進めてきました。

コロナが全てだとはいえませんが、コロナ禍の中で、子供たちの関わり合いが十分にできにくい面もありました。

小中一貫教育は一つの方法でしかありませんが、その中で小中の合同行事等、できるところから進めていくということで、小中一貫教育コーディネーター研修でも研修をしております。

そういったところで、児童生徒一人一人がしっかりと自尊感情を高められるように取組を進めていかなければならないと考えております。

教 育 長 今の件については、今年授業改善をする中で、特別支援教育の視点を入れよう、全体を配慮しようと言っているつもりだったのですが、学校訪問をした時に、あまり実践できていないなど危機感を感じました。

先月の校長会と教頭会で、あえて全体の配慮というのをどういう考え方かということと、具体を示してもう一度伝えました。

やはり、もう少し我々のアナウンスが足りなかったなというところもあったのですが、全体の配慮ということをしかりする中で、個別に配慮する子が少なくなっていくわけですから、教育環境、あるいは先生の指示、学習の見通し等、支援をしかりやっといこうとやり直しているところで、全体的な授業改善の中で取り組んでいきたいと考えています。

ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

## 報告第32号 小中学校におけるトイレ洋式化の加速について

教 育 長 次に、日程第4の報告第32号「小中学校におけるトイレ洋式化の加速について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

瀧 川 課 長 それでは、報告第32号「小中学校におけるトイレ洋式化の加速について」説明させていただきますので、資料の3ページを御覧ください。

本件は、この7月に事務点検・評価で報告しております「小中学校トイレの洋式化率」について、教育振興基本計画に掲げる現在の目標設定を高く改めるものでございます。

上段から順に御説明いたします。

本市では、令和4年3月策定の呉市教育振興基本計画に基づき、洋式化率が令和7年度末までに66%以上になるよう、洋式化を計画的に進めております。

令和2年9月に文部科学省が公表した公立小中学校の洋式化率と、令和5年9月に公表した洋式化率を比較すると、本市の洋式化率は、全国や広島県の平均と比較して低い状況にあります。具体的な数値は、中段の表を御参照ください。

こうした他団体の状況を踏まえ、令和7年度までの洋式化率を向上させるため、

洋式化を加速するものでございます。

1のこれまでの主な取組を御覧ください。

現在、呉市立小中学校においては、令和3年度から5か年計画で洋式化を進めております。

令和3年度は、体育館にあるトイレ37校57基を洋式化いたしました。

令和4年度は、校舎にあるトイレ17校の洋式化に係る実施設計を行いました。

令和5年度は、令和4年度に実施設計をした17校の改修工事を実施中でございます。

次に資料4ページ、2の加速前と加速後の洋式化率の推移を御覧ください。

加速前と加速後の洋式化の基本的な考え方と、この考え方に基づき洋式化を進めた場合の、令和6年度以降の洋式化率の推移を図とグラフでお示したものになります。

まず、左側の図を御覧ください。

加速前、現在の洋式化の基本的な考え方といたしましては、1階は和式トイレ1基を残し洋式化、2階以上は半数以上を洋式化することとしておりました。

この考え方で洋式化を進めると、グラフにありますとおり、洋式化率は令和6年度末には57.1%、令和7年度末には67.3%になる予定でございました。

次に右側の図を御覧ください。加速後の基本的な考え方と洋式化率を示したものになります。

加速後の洋式化の基本的な考え方といたしましては、1階は和式トイレ1基を残し洋式化、2階以上は全てを洋式化することといたします。

この考え方で洋式化を進めると、グラフにありますとおり、洋式化率は令和6年度末には68.9%、令和7年度末には91.4%になる予定でございます。

加速後は、加速前の目標とした66%を、令和6年度末に達成する予定でございます。

最後に、3の今後の方針を御覧ください。

呉市教育振興基本計画で、現在、洋式化率66%としている目標を、91.4%にいたします。

洋式化率を100%にしない理由といたしましては、学校から「校内1か所でいいので和式トイレを残してほしい。」という要望があるため、当面は和式トイレを残すものでございます。

なお、校舎等の建替工事・長寿命化改良工事を行う場合は、従前どおり全てのトイレを洋式トイレといたします。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の報告第32号「小中学校におけるトイレ洋式化の加速について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

## 報告第33号 呉市文化財保存活用地域計画（案）について

教 育 長 次に、日程第5の報告第33号「呉市文化財保存活用地域計画（案）について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

三 浦 課 長 報告第33号「呉市文化財保存活用地域計画（案）について」説明させていただきますので、資料の5ページを御覧ください。

はじめに、1の本計画の趣旨でございます。

文化財は、市民の誇りとなって豊かな暮らしを支えてくれる貴重な財産ですが、近年の人口減少と高齢化、生活様式の変化などが進む中で、地域への愛着や連帯感の希薄化、祭礼行事の担い手不足など、多くの文化財が消滅の危機に直面しています。

そのような状況を踏まえて、文化財の所有者や呉市だけでなく、様々な人々や組織が参加・連携・協働し、文化財を将来に継承するための行動目標として、本計画を作成するものでございます。

次に、2の本計画の位置付けと計画期間でございます。

本計画は、文化財保護法に規定されるもので、文化庁が推進し、現在全国で119件の計画が認定されています。

本市では、令和3年度からの3年間で検討・作成し、令和6年度に文化庁の認定を目指しております。

計画期間は第5次呉市長期総合計画の終期に合わせて、令和12年度までの7年間としております。

6ページをお願いします。

3の計画の内容としては、第1章から第8章まででございます。

まず、第1章、計画作成の目的と将来像です。

本計画を進めるに当たり、将来像を「歴史文化を楽しみ、育て、伝えるまち呉」と設定しました。

本市には、資源に恵まれた豊かな自然環境があり、それぞれの地域で独自の暮らしが営まれ、多くの文化財が残されています。

そうした地域の暮らしを楽しむ中で、新たな文化財を見だし、地域の魅力の源泉として磨き上げ、まちづくりに活用することで、一層豊かな呉市を将来に継承していくことが目的でございます。

次に、イの基本方針です。本計画では、文化財を「調べる」「守る」「活かす」「伝える」の四つを基本方針としております。

まず、文化財を調べることで文化財を掘り起こして、その価値を明確にし、文化財を維持管理して、保存する活動を支援することで文化財を守る取組を進めます。さらに、様々な主体が協働し、文化財をまちづくりに活かし、そうした活動等を通じて、市内外に呉市の文化財の魅力を伝えていきます。

続いて、ウの計画の対象でございます。

本計画では、文化財保護法の指定の有無にかかわらず、市域に広がる自然的・歴史的・文化的遺産を広義の文化財としており、これまで文化財とされてなかった産業機械や戦争の遺跡、伝承なども文化財の対象としております。

続いて、7ページの第2章では呉市の概要として、自然的・地理的環境、社会的状況、歴史的背景を記載しております。

続きまして、8ページからの第3章、呉市の文化財の概要と特徴には、指定文化財、日本遺産・ユネスコ「世界の記憶」、そして、ヤブや仁方のやすり製作技術など、未指定の文化財を示しております。

続いて、9ページ後段の第4章、文化財に関する調査・取組では、現在呉市が実施しております文化財に対する施策を記載しております。

次に、10ページからの第5章、文化財の保存と活用に関する方針と措置では、本計画の基本方針に沿った保存活用の方針、課題、措置の内容を整理しております。

続いて、12ページの第6章、歴史文化の特徴と関連文化財群では、呉市の歴史文化の特徴を四つに分類し、関連文化財群に七つのテーマとストーリーを設定しました。そして、そのテーマごとに13ページから19ページにかけて、構成する文化財群に対する措置や事業期間などを示しております。

続きまして、20ページをお願いします。

第7章には、文化財の防災・防犯。

第8章では、文化財の保存活用の推進体制として、市民や所有者・市などの役割を記載しております。

次の21ページは、4の計画作成に係るこれまでの取組でございます。

本計画の策定協議会は、有識者や市民代表など15人の委員で構成されており、令和3年度から8回の協議会を開催し、文化庁とも協議をしながら、本計画案を作成しております。

最後に22ページでございます。

5の市民からの意見募集、パブリックコメントについては、本計画案に対する市民からの意見を募集するものでございます。

募集期間は、12月18日月曜日から来年1月16日火曜日までの30日間で、呉市のホームページに掲載するほか、文化振興課や各市民センターの窓口で計画案を配布し、周知してまいります。

6の今後の予定でございますが、令和6年2月に第9回目の策定協議会を開催し、3月の定例会で最終計画案を報告しまして、7月に文化庁の認定を目指すものでございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長           ただいま、事務局から日程第5の報告第33号「呉市文化財保存活用地域計画(案)について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員       失われていく文化財があるなど危惧していたので、この案を見て非常に期待するところです。

いろいろなものをピックアップしたり、どういうものが必要なのか各地域の歴史家の方々にも意見を聞かれているのですか。

三 浦 課 長       この計画は令和3年度から始めまして、様々な団体の方にヒアリングをしております。

もちろん、今、佐々木委員が言われましたように郷土史研究会でありますとか、広島県の建築士会等、自然環境の関係もありますので色々な団体からヒアリングを

行ってそれを反映しております。

佐々木委員 郷土史研究会の方々は私も存じております。

私も少し歴史の関係に関わっておりますが、私事ですが、家を建て替える時、家の物を整理します。その時、誰か分からないような写真が出てきて、妻はいらないだろうと捨てようとするんです。私はあれでもと思い、郷土史研究会の方に捨ててもいいか確認すると、「貴重な物だから残してほしい。」と言われました。我々にとっては何でもない1枚の写真が、呉で初めての水力発電所の起工式の写真であったりで研究会の方へ持って行きました。きっと、こうやって埋もれていくものがたくさんあるのだらうと思います。

捨てるような1枚がその人たちにとっては貴重な資料なんだと、古い家にはこういう物がまだまだあるのではないかと思います。

この度の案については、非常によいものだと思います。

引き続き、頑張ってくださいと思います。

吉中委員 この案の中にも、ふるさと文化探訪事業であったり、学校教育などが関わる部分もたくさんありますので、この計画案に沿って学校側も出前講座や郷土学習など、呉の児童生徒も「活かす」「伝える」の役割がしっかり担っていけるよう、学校も取り組んでいただきたいなと思います。

これからは呉の児童生徒のこういった役割は非常に大きなものになると思います。

先ほど佐々木委員が言われたように、分からないとその価値というのも分からずそのまま消えてしまう。

そうならないで、伝える立場としての役割を学校教育の方でしていただきたいと思います。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

#### 教議第44号 臨時代理の承認について（音戸学校給食共同調理場の建替えについて）

教育長 次に、日程第6の教議第44号「臨時代理の承認について（音戸学校給食共同調理場の建替えについて）」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

丸石主幹 それでは、教議第44号「臨時代理の承認について（音戸学校給食共同調理場の建替えについて）」を御説明いたします。

本件は、音戸学校給食共同調理場の建替えについて、12月定例会前の文教企業委員会で行政報告することとなったため、緊急に処理をする必要が生じたことから、呉市教育委員会教育長に委任する事務等に関する規則第3条第1項により、当該案件を臨時に代理したため、同条第2項の規定により、報告し承認を求めるものでございます。

24ページを御覧ください。

まず、1の現状で音戸学校給食共同調理場の現状を記載させていただいております。

当該調理場は、昭和60年に建設された施設ですが、施設の老朽化に伴い、令和3年3月策定の呉市公共施設に関する個別施設計画におきまして、令和6年に建替方針が示されております。

建設時におきましては、2,000食を調理する施設として建設されておりますが、現在は少子化により、980食の提供食数となっており、効率的な調理に対応する設備機器などへの変更が求められております。

続いて、2の施設の概要でございますが、所在地、建築年月、構造、延べ面積、受配校、運営方法、配置職員を記載しております。

なお、この所在地は大浦崎スポーツセンターでございます。

25ページを御覧ください。

3の課題でございます。

設備の老朽化により運営に支障を来してきています。

また、これら設備の応急修繕ができず長期間にわたる大規模修繕が必要となった場合には、やむを得ず給食の提供を中止する事態となってまいります。

4の建替方針(1)調理能力でございますが、受配校から警固屋中学校及び宮原中学校を除きまして、供用開始時の見込み食数である700食に減じた共同調理場とすること、そして(2)給食提供方法の変更で、警固屋中学校は警固屋小学校で、宮原中学校は宮原小学校で給食を調理する親子調理方式へ提供方法を変更することとしております。

5の建設予定地についてでございます。

建設候補地として、大浦崎スポーツセンター駐車場、波多見小学校グラウンド、旧奥内小学校グラウンド、旧田原小学校グラウンドの音戸地区内の市有地4か所について比較検討を行い、その評価内容につきましては、この表のとおりとなっております。

26ページを御覧ください。

この評価内容を踏まえ、旧奥内小学校グラウンドを建設予定地としております。

6の建設概要(1)建設面積でございますが、グラウンドの一部に建設面積500平方メートル程度の調理場の建設を予定しております。

なお、既存の校舎、体育館及び残りのグラウンドは、今までどおり、地元自治会において管理を委託する予定としております。

(2)概算事業費でございますが、約3億9千万円を見込んでおります。

7の今後の整備スケジュールでございますが、令和6年度に実施設計と地質調査を、令和7年度に建築工事や備品購入などを行い、令和8年度から給食の提供開始を予定しているところであります。

8の今後の活用方針(1)現状でございますが、当該施設の2階にある大浦崎会館の現在の利用状況及び委託状況を記載しております。

(2)課題でございますが、27ページへ続いておりまして、アからカまで六つ、大浦崎スポーツセンター利用に関わっての駐車場に関する課題や施設・設備に関する課題を挙げさせていただいております。

(3)今後の方向性でございますが、これらの現状や課題を踏まえ、将来的には当該施設を解体撤去し、駐車場として活用したいと考えております。

28ページを御覧ください。

大浦崎スポーツセンター及び旧奥内小学校の位置図を添付しております。  
説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第44号「臨時代理の承認について（音戸学校校給食共同調理場の建替えについて）」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

辻 委 員 調理能力の食数ですが、供用開始時の見込み食数を700食とされていますが、今までの推移を見ると、毎年10から20食ずつぐらいの緩やかな減り方でしたが、980食からこれから3年以内に280食も減るような生徒数になるのでしょうか。

丸 石 主 幹 これは、宮原中学校、警固屋中学校の食数を除いておりますので、急激に下がるような感じになっております。

佐々木委員 700食の根拠は供用学校数が減るからということですが、例えば、日新の跡地活用ができたとして、人口増があった場合に、増築と言いますか食数を増やす、又はゆとりがあるようなやり方をされるのですか。

丸 石 主 幹 予定しております建物は、文部科学省が定める基準に従いまして、現在ある施設よりも少し大きな施設になります。

そのため、食数が増えた場合は、釜の容量を増やす等で対応できるようにしております。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。  
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり承認してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり承認します。  
それでは、これより非公開の議題に入ります。

傍聴者の方は、誠に申し訳ありませんが御退室ください。

(15:54)

#### 教議第45号 臨時代理の承認について（契約の締結）

(非公開案件です。)

#### 教議第46号 臨時代理の承認について（令和5年度教育費補正予算）

(非公開案件です。)

#### 教議第47号 臨時代理の承認について（呉市体験学習施設の条例廃止及び呉市地域社会教育施設の条例改正について）

(非公開案件です。)

教 育 長 以上で定例会を閉会します。

(16:15)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

( 教育長 寺 本 有 伸 )

( 委 員 吉 中 由美子 )

( 委 員 辻 佑 子 )

(令和5年11月24日定例会)